

單へにいふどのわかち有かね通じていへば、姓すなはち氏を兼たり、又姓某氏などいふが如き、源平藤橘を四姓といふが如きこれなり、又析ていふときは、源平藤橘の類ひは氏にて、朝臣宿禰の類は姓なり、さればこの四姓といふは、後世の俗に出たるものなり、よて忍海記には、朝臣宿禰臣連を四姓なりといへるは、その聞傳へし所古意に出たり、後人これらを思ひわかず、○中 姓氏のまぎれやすきにしかねて、尸字を用ゐて、姓氏にわかちんとするは謬なり、○中

按に姓氏二つにして一つ、また一つにして二つなり、たゞへば、姓字はかばねともうちとも訓べけれども、氏字はうちとのみ訓て、かばねと訓事あたはず、かばねと云字さだかならず、尸と書も借字、骨名と書も、みな借假の字に似たり、されば姓氏錄中ノ卷七 土師宿禰の條下に、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏、有勅改賜大江朝臣姓と云にてもしられたり、姓はかばねといふに相通はし用ゐたり、天武天皇紀に、十三年十月己卯朔に、詔して八色の姓を定めらる、朝臣真人以下の八品なり、同日に守山公以下十三氏に姓を真人と賜ふと有によれば、真人等のかばねにて、即ち姓なり、然るに萬多親王の姓氏錄の表に、一千一百八十氏を集むるよし有ば、うちかばね、姓氏の字を共に相通はし用ゐたりとも云べし、姓字もうちよみ、氏字も尸とかよはしてかばねなれども、別ていへば、姓はかばねにて、朝臣真人の類ひ、氏は源平藤橘の類なり、或人云、後にも源朝臣の姓を賜、橘朝臣の姓を賜ふといへども、源橘の氏ばかりを賜ふとはなし、○中 すべて源氏といふはよろし、源姓とはいふべからず、源朝臣姓とは云べし、又源家平家と云は猶あたらす、

〔執苑日涉〕姓氏

在本邦、真人朝臣之類、受之天子者、爲尸、尸即姓也、如源平紀橘藤原清原之類、或受之君、或身自爲之者、爲氏、此云 其命氏有以國者、吉備飛多是也、以邑者、小野菅原是也、以官者、刑部采女是也、以事者、錦